

総務部

第3回理事会開催

日時 平成27年9月8日（火） 午後2時～午後4時15分
場所 茨城県開発公社ビル4F4-H会議室
出席者 会長副会長、相談役、理事、支部長、監事、事務局長
(出席者28名、欠席者1名、欠員1名)

議題1 審議事項

平成27年度行政書士試験への対応について、これまでの経緯、行政書士試験研究センターとの交渉結果等の説明があり、行政書士試験の実施に協力することとなりました。

議題2 報告事項

ア 平成27年度「行政書士制度広報月間」について
イ 市民相談センターの開催日を減らすことについて
ウ 業務相談の開催概要について
エ 各部からの事業計画について

議題3 その他

広報誌「特別号」の名称について意見・提案がありました。

第8回 総務部会

日時 平成27年9月25日（木） 午後2時～午後5時10分
場所 茨城県行政書士会事務局
出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、増戸部員、永塚部員、上妻部員

議題1 報告事項

1 行政書士試験協力について

9月8日の理事会において茨城県行政書士会は平成27年度行政書士試験に協力する決定がなされたため、現況と今後の手順について報告・確認しました。

- (1) 後藤試験場責任者が9月25日に試験場付近の駐車場借用依頼等を行うこととしました。
- (2) 後藤試験場責任者、間中部長（サブ責任者）、事務局長、事務局職員の計4名で9月30日に試験会場である流通経済大学へ訪問、現地調査・確認等を行うこととしました。

2 茨城県社会保険労務士会との意見交換会について

間中部長より、9月7日10:30～12:00に行われた茨城県行政書士会（4名）、茨城県社会保険労務士会（2名）との意見交換会について報告がありました。

- (1) 「災害時における支援協力に関する協定の締結」について
茨城県行政書士会が現在結んでいる市町村との「災害時における支援協力に関する協定の締結」についての情報を提供しました。
- (2) 他士業法違反事案への対応等について
國井会長から他士業法に違反するような非行のあった会員について該当会へ通知するなどの体制づくりも視

野に入れ、他士業会との連携強化を図りたい考えが示されました。

3 被災地域会員に対する見舞状発送について

会長と被災地域支部長の連名にて被災地域会員へ見舞い状が送付されました。

議題2 協議事項

各規程改訂等について

(1)就業規程について

事務局より改めて収集した同規模の単位会の就業規程等を比較検討資料に加え、総務部全体で引き続き精査研究することを確認しました。

(2)現地事務所調査について

当該調査の実施を前提に、実施要綱・チェックリスト等の必要書類の整備をはじめ具体的に準備を進めることにしました。

議題3 その他

本会会員証リニューアルの時期・方法・費用について、事務局より収集した他会の状況・情報も参考にしながら、継続して検討することとしました。

● 広報・監察部

第17～24回 広報・監察部会

日時 平成27年9月29日（火）、10月5日（月）、10月7日（水）
10月15日（木）、10月30日（金）、11月9日（月）、11月13日（金）、11月17日（火）

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、根本副部長、佐藤部員

議題1 「行政茨城11月号」編集作業について

「行政茨城11月号」の編集作業を行いました。

10月30日には、県南支部の竹内通信員も参加していただき、11月中の発行に向けてわかりやすい内容になるよう作業しました。

議題2 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき」について

一般市民を対象に行政書士制度を広くPRするための「茨城県行政書士会情報誌」創刊に向けて鋭意努力しました。

部会内で内容を役割分担し、「地域のトピックス」「行政書士制度」「業務関連」「行政書士会の取り組み」「無料相談会一覧」などを各部員が責任を持って作成しました。何度か校正を繰り返し、10月中旬に創刊することが出来ました。今後、これから制度PRのために十分に活用していくための方策を検討していきます。

議題3 広報月間について

毎年実施している行政書士制度広報月間事業について、今年の取り組みについて協議しました。広報グッズは、例年のポケットティッシュではなくマグネットシートを制作しました。また、新聞・ラジオ広告に関しては、例年同様の取り組みとし、業者と打ち合わせを行いました。

重要（再掲載）

行政書士徽章着用と行政書士証票携行の徹底 ～非行政書士排除のために～

茨城県行政書士会 会長 國井 豊
広報・監察部長 遠藤 実

茨城県行政書士会では、行政書士の職域の確保及び非行政書士の排除を目的として、行政書士徽章の着用と行政書士証票の携行（補助者については補助者徽章の着用と補助者証の携行）の徹底を行っております。



行政書士徽章を上着に着用するとともに、行政書士証票は常時見えるようにストラップ等で首からさげたり胸に付けることにより、官公署等の窓口において、行政書士又は補助者であることを積極的にアピールしてまいります。

言うまでもなく、徽章着用は、日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則にあるとおり、私たちの義務であります。また、平成26年3月には茨城県総務部長より、各市町村長・各市町村農業委員会・各出先機関の長・警察本部長など関係機関に対し、行政書士法の遵守徹底を通達されました。これは、依然として非行政書士により違法に書類が作成されたと考えられる事案が見られることから、改めて職員への周知徹底を図っていただきたい旨の依頼であります。文中においては、窓口において行政書士証票の掲示を求め、行政書士であることを確認していただくよう関係機関に対し協力を求めています。

さあ、行政書士の誇りも高く行政書士徽章を着用し、行政書士証票を携行して、日々の業務に邁進してまいりましょう！

もちろん申請の際には、書類への行政書士名記名押印もお忘れなく！

会員お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。

● 国土農地部

第3回 国土農地部会

日時 平成27年9月8日（火） 午後4時～午後5時30分

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 竹内副会長、久保部長、石塚副部長、中村部員

議題1 制度推進、職域確保活動について

- ・ 農地法関係業務における、制度推進・職域確保活動について具体的な活動内容について協議をし、早期に関係各所との打合わせを行い、活動できるようにすることとしました
- ・ 県内の農業委員会（任意の数市）について、農地法関係業務における行政書士の関与率調査を行うこととしました。

議題2 業務研修会について

- ・ 9月29日の第1回研修会について当日の運営について協議しました。
- ・ 来年1月19日の予定で第2回研修会（都市計画法）を行うこととし、茨城県建築指導課へ講師の方の派遣をお願いしました。

第1回 業務研修会

講師 茨城県行政書士会 国土農地部長 久保朋央

日時 平成27年9月29日（火） 午後1時30分～午後5時

場所 茨城県開発公社ビル4－H会議室

参加者数 78名

詳細

①農地転用許可申請手続きの概要についての講義

②農地転用許可申請の具体的事例についての紹介と検証

茨城県行政書士会作成の「農地法関係業務の手引き」を使用して、農地法許可申請における各許可基準の説明、具体的な転用事例における事例と注意点、その他講師が実際に手続の中で遭遇した事例等について講義をしました。

③研修会参加者による意見交換会

今回初の試みとして、通常の講義形式ではなく、研修会参加者同士で車座になって意見の交換をする形式で研修を行ってみました。前半の講義終了後に帰られる参加者の方が多く、少々人数は寂しくなりましたが、参加した方からは現在抱えている案件の進め方や疑問点について、あるいは農地法に関わらず行政書士として今後どうやって仕事を進める（仕事を獲得する）かについてベテラン会員の方から有意義なアドバイスを頂けた模様で、大変好評でした。



農地法について講義をしました

効果

今回は、2部構成で研修会を行いました。農地法という比較的関心の強い分野の研修会だったこともあって大変多数の会員の方にご参加頂きました。農地法の手続を今後進める上でのヒントを得ることができたかと思います。また意見交換会については、名刺交換等を通じて会員同士の交流も盛んに行われ、特に新入会員の方には今後行政書士として活動をしていく上で有益な機会となったものと思われま



大変多くの方にご参加を頂きました

建設部

第2回 業務研修会

日時 平成27年9月9日（火） 午後1時30分～午後5時

場所 茨城県開発公社ビル4階大会議室

講師 ワイズ公共データシステム（株）取締役 荻原 隆仁 様

参加者数 61名

詳細

①建設業法等改正の概要について

②総合評価方式入札における工事成績の重要性について

ワイズ公共データシステム（株）様にて用意していただいたパワーポイント資料を使用し、建設三法（品確法・建設業法・入札契約法）の改正内容について、大変分かり易く講義していただきました。

また、分析機関としての視点から、建設業者の経営健全化および建設業界における諸問題等を、図解や例示をもって分かり易く講義していただきました。

③出席者同士による意見交換会

進行：竹内副会長

竹内副会長の進行により、ベテラン会員から行政書士業務の経験を語っていただいた他、新人会員から質問をいただき、その後に名刺交換会のような形式で個人の相互交流を行いました。



建設業無料相談会



平成27年10月2日（金）日本工業経済新聞



平成27年10月2日（金）月刊建設新聞

運輸交通部

第3回 運輸交通部会

日 時 平成27年9月29日（火） 午後3時～午後5時

場 所 茨城県行政書士会事務局

出席者 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門員

議題 台風18号被害者相談センター設置に伴う対応

水害による廃車手続き受付後の手続き確認作業と関係文書の作成チェック。

資料を取り寄せ内容の補正等実施。

部会での電話及び災害支援コーナー受付案件対応日時担当を決定。

当面10月2日スタートし22日まで週2回事務局にて2名体制で処理。

茨城県自動車販売店協会との定例意見交換会

日 時 平成27年10月2日（金） 午後6時～午後8時

場 所 茨城県行政書士会事務局

出席者 國井会長、渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員

台風18号水害支援について協力体制の確認、その他情報交換を行った。

環境部

栃木県行政書士会主催 産業廃棄物収集運搬業特別研修会

日時 平成27年9月18日（金） 午前9時30分～午後5時

場所 とちぎ福祉プラザ

栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号

出席者 郡司副会長、木村部長、宮崎部員ほか茨城県一般会員

講師 栃木県行政書士会会員

青木 裕一 様、金敷 裕 様

参加人数 茨城県からは合計23名参加

研修内容 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要
産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務
財務諸表に基づく経営分析
産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務

研修修了者には、修了証が交付されました。

今後、栃木県の産業廃棄物収集運搬業許可申請で経営診断書が必要となる場合に、その作成提出をすることが、茨城県の行政書士として初めてできるようになりました。



研修会場の様子



栃木県行政書士会 横山真会長のご挨拶

保健風営部

第4回 保健風営部会

日時 平成27年10月19日(月) 午前10時～正午

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 郡司孝夫副会長、中山部長、児島副部長、上妻部員

議題 平成27年度第2回業務研修会開催について

1 協議事項

開催日時、会場、テーマ、講師依頼の件について

2 協議の結果

保健風営部第2回業務研修会開催概要（案）

- (1) 日時 平成28年1月19日（火）午後1時～午後3時
- (2) 会場 茨城県開発公社ビル4階大会議室
- (3) 内容 風俗営業許可申請について

3 講師派遣要請について

第2回業務研修会への講師派遣を要請するため、10月30日に茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課に訪問することに決定。（生活安全総務課担当小野寺様）

4. その他

- (1) 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課への定期的訪問を行い、一層、良好な連携を図ることとした。
- (2) 第5回保健風営部会開催予定日を11月24日に決定。
- (3) 第1回業務研修会開催について11月末に茨城県保健福祉部長寿福祉課担当者と最終打ち合わせを実施することに決定。

国際部

第1回 関東地方協議会 国際業務連絡会

日時 平成27年9月4日（金） 午後1時30分～午後5時

場所 日本行政書士連合会 第1会議室

出席者 松田秀幸 国際部長
関東地方協議会の各単位会 国際業務担当者

議題1 副代表幹事の選出について

- ・首都圏地域、北関東地域、甲信越静地域より各1名の副代表幹事の選出

議題2 連絡会の今後の運営方針について

- ・東京入管における相談会、各支局及び出張所での相談会開催について
- ・東京入管からの講師派遣による業務研修会について
- ・予算について 等

議題3 その他

第3回 国際部・申請取次行政書士管理委員会 合同会議

日時 平成27年10月20日（火）

場所 茨城県開発公社ビル5階 行政書士会事務局

出席者 渡邊 律三 副会長
松田 秀幸 国際部長／委員 柴本 勇 国際副部長／副委員長
中村 祐治 委員長 相澤 敏昭 委員
大庭 孝志 委員

議題 1 平成27年11月18日（水）に開催する「初めての申請取次業務 初心者コース」について

- ・研修内容・時間配分・担当者等について取り決めました。

議題 2 申請取次業務に係る届出済証明書の更新について

- ・更新受付については委員会規程に従い行うこととしました。
- ・行政茨城への掲載文について協議しました。

議題 3 平成27年12月9日（水）に開催する「第2回届出済証明書更新に係る研修会」について

- ・第1回と同じ内容で行うこととしました。

議題 4 次回の合同会議開催日について

- ・本日時点において取り決めはしません。

議題 5 その他について

- ・本委員資格の要件・新規届出者向け講習会等、本委員会規程の改正内容を協議しました。本件については大庭委員が改正案の原案を作成することとなりました。

神奈川県行政書士会 入管実務研修会

日時 平成27年10月5日（月） 午後2時～午後5時

場所 神奈川県民ホール6階大会議室

出席者 松田秀幸 国際部長

講師 法務省 東京入国管理局 横浜支局

就労・永住審査部門 統括審査官 永澤耕一 様
総務課 課長 本針和幸 様

（研修内容）

1. 「高度専門職」及び「経営・管理」に関わる、改正法施行状況・運用状況について
（申請取次手続上の留意点、その他実務上の留意点ほか）
2. 介護に関わる在留資格と在留資格の取消制度について（法改正に関わる最新情報他）

（参加した感想）

「高度専門職」及び「経営・管理」については、今年4月に法改正があった新しい制度であるため、細かな運用についてはこれから実績を重ねていく段階であることが分かりました。介護に関わる在留資格等に関する法改正については、本国会において継続審議となったため、提出された法案の解説が行われました。在留資格取消事由の改正案について多く時間が割かれ、より現実的な内容を織り込んだ改正がなされていることが分かりました。

● 市民法務部

第4回 市民法務部会

日時 平成27年9月11日（金） 午後2時～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 古川副会長、増戸部長、三瓶副部長、永塚部員

議題1 市民相談センターについて

(1) 告知ポスターの製作について

市民相談センターの開催日変更に伴い、ポスターやチラシを製作して配布する必要があります。

前年度のポスターを参考に、レイアウトや文言の変更の原案を作成します。

事務局を通じ印刷会社に見積もりを依頼します。

尚、今年度の作成数は ポスター 600枚、チラシ 5000枚とします。

(2) 告知ポスター・チラシの配布について

チラシ・ポスターは、11月中を目途に配布を行います。

送付先は、市町村・農業委員会・警察署・商工会議所とし、J A水戸及び水戸信用金庫は訪問の上で手渡します。

議題2 今後の研修会について

(1) 事業承継に関する研修会

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に関する研修（伝達研修）を平成28年1月15日に実施します。

(2) 相談力向上研修会

昨年度と同じ初級者研修を平成28年3月18日に実施します。

(3) 著作権相談員養成研修会

2月頃に実施予定です。

(4) 新入会員合宿研修

1/22～23に水戸京成ホテルで実施します。

(5) 学校教育の準備

次年度以降に中学校や高等学校で行政書士に関する講演を行うための準備として、先進会である東京会で実施状況等の調査を行います。（10月前半）

議題3 特定行政書士について

(1) 責任者、副責任者、監督員について

責任者：古川副会長

副責任者：増戸部長

監督員：三瓶副部長・永塚部員

補助応援：石塚事務局員

(2) 会場の最終確認について

9月15日上記スタッフ4名で国際会議場の最終確認を行い、掲示物の準備・案内者の配置・時計の設置場所及び方法、問題や回答用紙の配布方法・途中退出者への対応方法などを決定することとしました。

(3) 考査当日の集合時間について

考査当日（10月4日）は、午前10時30分に現地集合とします。

報告事項

- (1) 八士会無料相談会
古川副会長と増戸部長で対応、相談件数5件でした。
- (2) 日本政策金融公庫との連携
ソーシャルビジネスネットワークに行政書士会も参加することになりました。

その他

- (1) 業務相談室の件
行政茨城11月号で告知し、12月より実施します。

事業報告

●9月6日

水戸産業会館において八士会無料相談会に担当副会長と部長が出席しました。

●9月9日

大宮市TKPビジネスセンターにおいて行われた「事業承継支援セミナー」に担当副会長と部長が出席しました。

●9月12日

土浦市商工会議所において、「女性向け創業セミナー」に部長が参加しました。

●9月15日

つくば国際会議場において特定行政書士考査の最終確認をしました。

●10月2日

水戸生涯学習センターにおいて「共助社会づくりフォーラム 2015 in 茨城」に担当副会長と部長が出席しました。

●10月4日

つくば国際会議場において特定行政書士の考査を行いました。

「新入会員のための業務相談」について

「新入会員のための業務相談」を下記の要領にて行います。業務上の疑問（業務の進め方、具体的な業務内容等）にお答えいたします。

- | | |
|--------|-------------------------|
| ① 対象者 | 新規登録後3年未満の会員 |
| ② 相談範囲 | 行政書士業務全般 |
| ③ 申込方法 | FAXまたはメール |
| ④ 締切 | 月末で締めて翌月15日までに電話で回答します。 |

申し込みは次頁の申込書にて、本会事務局宛にFAXまたはメールでお申込み下さい。
回答は書面ではなく電話での回答となりますので、その旨ご了承下さい。

- * 各申請の許可・不許可の可能性については相談に応じません。
- * 当該申請の審査結果について、一切責任を負いません。
- * 相談内容によっては、回答に時間を要する場合があります。
- * 相談内容によっては対応できかねる場合もあります。

市民法務部 宛

平成 年 月 日

業務相談申込書

支 部		会員番号	
氏 名			
電話番号		連絡先	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください)			

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

● 暴力団等排除総合対策委員会

平成27年暴力追放茨城県民大会出席

日 時 平成27年9月30日（水） 午後1時30分～

場 所 茨城県立県民文化センター大ホール

出席者 15名

国歌斉唱のあと、主催者あいさつ、来賓あいさつが有り、ついで、この1年間に暴力追放にご尽力をされた方の表彰がありました。その後、特別講演「事件から続く家族の苦しみ」と題して、犯罪被害者の家族の苦悩とその戦いを、被害者遺族の小佐々洸子様が講演されました。



県庁大会会場にて

● 申請取次行政書士管理委員会

第1回 届出済証明書更新に係る研修会

日時 平成27年9月16日（水） 午後1時30分～午後4時
場所 茨城県開発公社ビル1階会議室
出席者 渡邊副会長、中村委員長、柴本副委員長（兼国際副部長）、
 松田委員（兼国際部長）、相澤委員、大庭委員
講師 本委員会委員5名
参加人数 申込者46名

第2回 申請取次行政書士管理委員会

日時 平成27年9月16日（水） 午後4時～午後5時
場所 茨城県開発公社ビル1階会議室
出席者 渡邊副会長、中村委員長、柴本副委員長（兼国際副部長）、
 松田委員（兼国際部長）、相澤委員、大庭委員

議題 申請取次業務研修について

平成27年11月18日（水）に開催する「初めての申請取次業務／初心者コース」について話し合いました。

届出済証明書をお持ちの方へ

茨城県行政書士会 会長 國井 豊
 申請取次行政書士管理委員会 委員長 中村 祐治

東京入国管理局への届出済証明書の更新研修に関するご案内

届出済者の皆様におかれましては、いつも申請取次行政書士管理委員会の運営にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、茨城県行政書士会（以下、「茨城会」という）申請取次行政書士管理委員会規程では、届出済証明書の更新をするにあたりまして日本行政書士会連合会管理委員会が開催する更新研修と併せ、茨城会が開催する更新研修も届出済証の有効期限満了までに受講して頂くことと定められております。

過去に受講して頂いた方であっても、前回の有効期限満了前の受講の場合、改めて現在の有効期限満了前までに受講して頂く必要がございますので、ご自身の更新時期と研修会の日程をご確認の上、お忘れのないよう受講して頂きたいお願い申し上げます。もし、何かしらの事情で受講できなかったとしても、未受講の方については規程上の定めから更新受付をすることが出来ず、**新規取得**となりますのでご注意くださいと重ねてお願い申し上げます。

当該研修会は、通常3月及び9月の年2回開催しておりますが、本年度は受講対象者が100名を超え例年よりも多いことから特別に12月も開催することと致しました。なお、当該研修の開催につきましては行政茨城への掲載ではなく、受講対象者の方に個別に案内が参りますのでご覧頂きたい、何卒よろしくお願い申し上げます。

【平成27年度開催予定】	第1回	平成27年9月16日（水）	終了
	第2回	平成27年12月9日（水）	9：30～12：00
	第3回	平成28年3月8日（火）	13：30～16：00
※受講時間は2時間30分です。			

【参照条文】茨城会 申請取次行政書士管理委員会規程 一部抜粋

～第5条第2項第1号～

第5条第2項 → 届出者等は、次に掲げる義務を遂行しなければならない。

同条同項1号 → 有効期限満了までに、委員会の指定する所定の研修を受講すること

～第9条第2項第2号～

第9条第2項 → 委員会は、申請取次の更新の届出を行った者が申出の時点において次の事由のいずれかに該当する場合は、受付を拒否しなければならない。

同条同項2号 → 第5条第2項第1号の研修を受講していない者

● 会員指導委員会

第6～8回 会員指導委員会

日時 平成27年9月3日、10月1日、11月5日（木）午前11時～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚委員長、嶋田副委員長、久保委員、三瓶委員、本郷委員、間中委員、遠藤委員

議題1 苦情案件について

本会へ申出があった本会会員への苦情につき、案件ごとに担当より進捗状況等報告があり、その対応を協議しました。

議題2 その他

補助者研修会の検討、会費滞納者の確認と掲示、会員事務所調査への考察、下半期のスケジュールや役割分担の確認等を行いました。

会議終了後、「職務上請求書の払出」及び「コンプライアンス研修会」を行いました。

1. 会費滞納者の公表について

茨城県行政書士会は皆様が納入された会費により成り立っています。

しかしながら、一部には会費を滞納する会員もあり、その対応に苦慮しているところでは、また中には、会からの呼びかけ等に対して何ら応答のない会員も見受けられ、会員間の公平性確保のためにも、本会として対応する必要性が迫られているところでは、

平成25年度第5回理事会において、「会費滞納者の公表に関する規程」が承認され、平成26年10月1日から施行されました。（「行政茨城」平成26年5月号に掲載済み）

新設されたこの規程では、会費を滞納している会員について、本会ホームページ中会員専用ページ及び本会事務局内掲示板の両方に、会員名（法人名）を掲示することになりましたので、ご留意のうえ、納期限までに会費を納入下さるようよろしくお願いいたします。

なお、公表については平成27年3月から実施しております。

会費の減免について

特別な事由により会費の納付が困難な状況がある場合には、会則に延納や減免の申出をすることができる規定があります。（会則第15条）

2. 「職務上請求書」払出方法の変更について

『茨城県行政書士会職務上請求書払出規程』の施行（平成26年10月1日）により、職務上請求書の払出方法が以下のとおり変更となりました。

①払出日を設定します。



◇平成27年1月15日以降
→第1木曜日・第3木曜日 午後2時～5時

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による「使用済職務上請求書」の内容確認があります。

※ 不適正な使用・未記載等がある場合、**即日の払出しが出来ない場合があります。**

※ 郵送申込みの場合も、上記払出日に内容確認のうえ送付いたしますので、時間に余裕を持ってお申込み下さい。

②「コンプライアンス研修会」の受講が必要となります。

規程により、職務上請求書の購入には、従来の「購入申込書」「誓約書」に加え、本会の開催する『コンプライアンス研修会』を受講したことを証する「修了証」の提示が必要となります。

※ 昨年8・9月開催の『職務上請求書払出研修会』を未受講で、職務上請求書の購入を希望される方は、下記により研修会をお申込み下さい。

コンプライアンス研修会 参加申込書

平成27年 月 日

参加希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
12月期	12月 3日（木） 午後1時30分～午後4時30分	茨城県開発公社ビル 会議室	
1月期	1月 7日（木） 午後1時30分～午後4時30分	〃	
2月期	2月 4日（木） 午後1時30分～午後4時30分	〃	

【申込期限：開催日の5日前まで】

事務所住所：	
会 員 氏 名：	登録番号：第 号

※ 既に「コンプライアンス研修会」を「職務上請求書払出研修会」として昨年8月・9月に受講された方は、受講の必要はありません。

※ 本人確認のため、必ず「行政書士証票」をご持参下さい。

※ 遅刻された場合、「修了証」は発行しません。研修会の最後に、効果測定を行います。

※ 「コンプライアンス研修会」を受講後、職務上請求書をご購入される方は職印をお持ち下さい。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

3.「補助者証」有効期限及び補助者研修会の開催について

『茨城県行政書士会補助者規程』の一部改正（平成26年10月1日）により、「補助者証」に有効期限が設定され、その有効期限内に、所定の研修会を受講することが義務づけられました。

①「補助者証」に有効期限が設定されました。



◇平成26年9月30日以前に登録した補助者

有効期限 平成28年9月30日まで（本規程施行から2年間）

◇平成26年10月1日以後に登録した補助者

有効期限 登録から2年間

※有効期限の3か月前から、「補助者証」の更新が可能です。

※更新後の「補助者証」の有効期限は5年間となります。

②「補助者研修会」の受講が必要となります。

補助者規程第6条3の規定により、「補助者証」更新手続きの際、研修会の受講を修了したことを証する「修了証」の添付が必要となります。

次回「補助者証」更新時まで、研修会を必ず1度受講して下さい!!

◆補助者研修会日程◆

日 時：平成27年12月17日（木） 午後1時30分～午後3時30分

場 所：茨城県開発公社ビル 1階 会議室

受 講 料：500円

申込方法：本会事務局までFAXまたはメール（平成27年12月10日締切り）

※平成27年度の補助者研修会は、12月期と3月期に開催予定です。

補助者研修会 参加申込書

平成27年 月 日

平成27年12月17日（木）の【補助者研修会】に参加を申込みます。

支 部 名：	会 員 名：
--------	--------

補助者名

（補助者証No. _____）

※ 補助者証No.が不明の方は、記載しなくて構いません。

※ 補助者1名につき、申込書を1枚ご提出下さい。

※ 本人確認のため、必ず「補助者証」をご持参下さい。

※ 遅刻された場合、「修了証」は発行しませんのでご注意願います。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

4. 既存の補助者証の取り扱いについて

平成27年3月5日開催の第14回会員指導委員会において、茨城県行政書士会補助者規程経過措置に基づき、下記のとおり決したので、補助者を設置されている会員の皆様はご対応のほどお願いいたします。

「平成26年9月30日以前発行の補助者証(旧タイプ：有効期間の記載が無いもの)は平成28年9月30日までに本会へ返納すること」

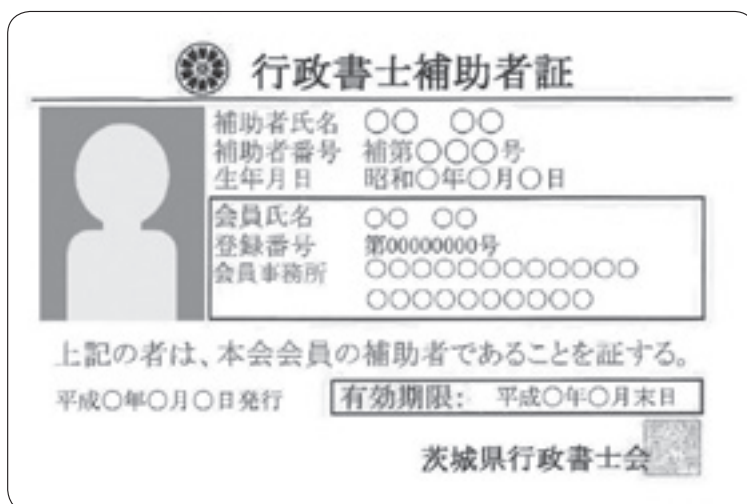
- ・平成26年9月30日以前発行の補助者証(旧タイプ：有効期間の記載が無いもの)は、有効期限を平成28年9月30日としていますが、その記載が無い故の不正使用を避けるためです。
- ・引き続き補助者を設置される場合、更新(有効期間満了日の3ヶ月前から受付)の際に返納(新証と交換)してください。
- ・補助者設置の実態が無い場合、速やかに返納してください。

※なお、補助者証を更新するためには、事前に、本会が主催する補助者研修会の受講が義務づけられています。

※平成26年10月1日以降発行の補助者証(新タイプ：有効期限の記載があるもの)についても、その更新の際、返納(新証と交換)にご協力ください。



旧タイプ(有効期限がない)



新タイプ(有効期限がある)

平成 年 月 日

茨城県行政書士会

会長 國井 豊 殿

登録(法人)番号 :

支 部 :

氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」
購入申込書

1. 購入部数(いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	()冊
			備考: 所属する社員行政書士の数 ()名

※「3 冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類(主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類(添付するものに○をつけること。)

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他(顛末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私(達)は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(以下「職務上請求書」という。)」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私(達)が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載(記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。)は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私(達)以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使用者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私(達)の使用人である行政書士又は補助者が、私(達)が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日 付	平成 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--